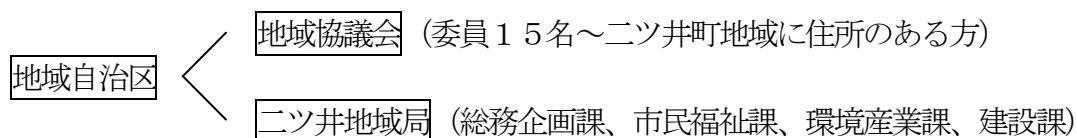


地域協議会の概要

1. 地域協議会の設置

地域住民の意見を市政に反映させるため、合併前の二ツ井町地域に「地域自治区」を設置。地域自治区には、地域の問題やまちづくりなどについて話し合うための「地域協議会」と、地域における身近な行政機関となる自治区の事務所「二ツ井地域局」を置く。



2. 地域協議会委員の選任

市長が住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して選任

(1) 地域及び公共的団体が推薦する委員

① 地域の推薦	6人
② 公共的団体の推薦	3人
(2) 識見を有する委員	3人
(3) 公募による委員	3人
合計	15人

(1) ①地域の推薦 6人 (6地区から各1人)

- ・天神地区 (下田平、麻生、小繫)
- ・荷上場地区 (荷上場)
- ・二ツ井地区 (二ツ井)
- ・種梅地区 (種、梅内)
- ・富根地区 (富根)
- ・旧響地区 (切石、仁鮎、小掛、荻又石、鬼神、田代、濁川)

3. 地域協議会の内容

(1) 委員

① 任期	2年 (再任可)
② 報酬	支給しない
③ 費用弁償	支給する (行程8km以上)

(2) 協議会の開催

① 開催回数	年4回程度を予定 (協議の内容等により増減する場合がある) 会議は原則公開
② 会長、副会長	各1人を委員の互選により選任 会長が協議会の司会進行を行う

(3) 審議内容 (市長その他市の機関に意見を述べることができる)

- ① 市長その他の機関から諮問されたもの又は必要と認めるもの
- ② 市の施策に関する重要事項で二ツ井地域に係るものを決定、変更する場合
- ③ 地域住民の主体的なまちづくりを实践するために必要な事項